令和5年度第2回岩手県社会福祉審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月9日(金)13:15~14:30
- 2 開催場所 岩手県庁 12階 特別会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 会議の内容

報告事項

- (1) 専門分科会及び部会の開催状況について
- (2) いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画の策定について (2024~2028)
- (3) 岩手県地域福祉支援計画(第4期)の策定について
- (4) いわていきいきプラン (2024~2026) の策定について
- (5) 岩手県障がい者プランの策定について
- (6) 第7期岩手県障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
- (7) 岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
- (8) 岩手県自殺対策アクションプラン(令和6年度~令和10年度)の策定について
- (9) 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例の制定について

1 開 会

○ 田内企画課長

定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから、岩手県社会福祉審議会を開会いたします。本日は委員総数20人中15人の御出席をいただいており、過半数に達しておりますので、岩手県社会福祉審議会条例第4条第3項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。なお、本日の会議は公開とされております。

それではお手元に配布しております次第に従いまして進行させていただきます。

以降の進行につきましては、岩手県社会福祉審議会条例第3条第1項の規定によりまして、委員長が会議の議長となることとされております。長山委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○長山洋委員長

一言御挨拶を申し上げます。

元旦早々能登のほうで、大きな地震があって、大変な災害ということでございます。 まだまだ初期対応についても、混乱が続いてるということでございます。私ども福祉のほう でも DWAT ということで、主に避難所等の支援ということで、チームを組んで、行ってお りますけども、何せ道路が非常に悪い、宿泊するところが遠いというようなことで、思うよ うな活動等ができないということを帰ってきた職員から報告を受けておりまして、今まで の災害の対応とはちょっと違った形で、大変ということではなかろうかなと思います。

いずれステップを踏みながら、段々にボランティア活動も、さらに充実をしていくということがありますし、それから行政、あるいは社会福祉協議会等の仕事、そのものを職員を派遣することによって、支援をしていくということが求められてきております。今後とも息の長い支援活動を我々としても、進めていかなければならないだろうというふうに感じておりますので、皆様方の御協力、御支援のほどよろしくお願いいたします。

本日は、11 月の審議会で説明がありました計画について、最終案というものが予定されております。

それから、各計画については、それぞれの審議会、協議会での議論、パブリックコメントを実施した上で、今回の最終案ということで、取りまとめたと伺っております。 これらの報告につきまして、皆様方から御忌憚のない御意見を伺いたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

2 議事録署名委員の指名

まず本日の審議会の議事録署名委員の指名であります。

運営規定第5条2項によりまして、当職から指名するということになっております。

つきましては、千葉源治委員、伊藤昇委員を指名いたしますので、どうぞよろしくお願い いたします。

次に、報告事項に入ります。項目ごとに、事務局からの説明を受け、委員の皆様方から、 御質問、御意見を伺いたいという思います。それでは(1)の専門分科会及び部会の開催状 況について御説明をお願いします。

3 報告事項

(1) 専門分科会及び部会の開催状況について

○田内企画課長

保健福祉企画室の田内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1、専門分科会及び部会の開催状況についてになります。

当審議会の専門分科会、それから部会につきましては1の組織体制にあります通り御覧のような体制になっております。分科会につきましては民生委員審査専門分科会、それから身体障害者福祉専門分科会、その下に審査部会、それから児童福祉専門分科会、その下に措置部会、そして老人福祉専門分科会、4つの分科会により構成されております。

2の令和5年度の開催状況について御報告申し上げます。

まず民生委員審査専門分科会につきましては、今年度の開催実績はございません。

次に、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会についてでございますが、御覧の通り、7月、それから12月に2回、書面開催により開催しております。議題及び結果については資料に記載の通りとなっております。2ページ目に参りまして、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会につきましては3月、来月になりますけれども書面開催を予定しております。

次に、児童福祉専門分科会につきましては、7月 28 日に第1回の専門分科会を開催し、御覧の通りの議題と結果となっております。第2回目につきましては来週2月14日に開催の予定となっております。それから児童福祉専門分科会の措置部会につきましては令和5年9月13日に御覧の通り実施をしております。

老人福祉専門分科会につきましては今年度の開催実績はございません。

3ページ目に参りまして、来年度、令和6年度の開催予定についてでございます。

御覧の通りでございまして、今年度と同じような開催回数により開催したいと考えております。説明は以上でございます。

○長山洋委員長

ただいま説明がありましたけれども、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。 次に(2)の「いわて困難な問題を与える女性への支援等推進計画」の策定について髙橋 子ども子育て支援室長から説明をお願いします。

(2) いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画の策定について(2024~2028)

○髙橋子ども子育て支援室長

私から資料2「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画(2024~2028)」案につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、第1回の審議会でこちらの計画の御説明をしておりませんので、3ページ目を御覧いただければと思います。計画の概要、全体像等につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず計画の基本的事項でございます。策定の趣旨ですが、女性をめぐる課題は生活困窮、 性暴力、性犯罪被害など、複雑化、多様化、複合化しておりまして、コロナ禍によりこうし た課題が顕在化しましたほか、孤独、孤立といった視点も含めまして、新たな女性支援強化 が喫緊の課題となる中、令和4年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立 いたしました。この法律の中には、基本計画策定が都道府県の義務と位置付けられておりま す。こうしたことを踏まえ今回策定するものでございます。

なお、配偶者暴力防止対策、DV防止対策の計画と、この計画を一体で策定することができるとされておりますので、こうしたことで、一体化して策定するものでございます。

2の計画の期間は令和6年度から10年度までの5年間です。

中段の現状と課題、現状につきましてはそれぞれの状況を数値でお示しさせていただいております。課題としましては、DV被害者の保護だけでなく、複雑化、多様化、複合化する困難な問題を抱える女性への支援の拡大ですとか、支援を行う関係機関、民間団体との協力連携体制の構築が重要であるというような捉え方をさせていただきました。

下段の計画のポイントでございます。丸の2つ目、支援の対象をDV被害者を含む困難な問題を抱える女性に拡大するということでございまして、困難な問題を抱える女性について、本県のこの計画では、DV被害者に加えまして、性暴力、性犯罪被害に遭った女性ですとか、生活困窮に陥りやすい母子世帯、それから予期せぬ妊娠、孤独、孤立を抱えた女性など、こうした最近クローズアップされている対象も困難を抱える女性として捉えさせていただくものでございます。相談体制の充実につきまして、若年女性の相談しやすい環境づくり、性的な被害を受けた者への支援、予期せぬ妊娠への相談対応の充実を明記させていただきましたほか、関係機関と連携した取り組み支援としまして、民間団体との連携も含め記載させていただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして4ページ目になります。

こちらが計画の全体像ということでございます。基本目標といたしましては、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる暴力のない社会の実現を掲げまして、そのもとに、施策の方向性の柱を4本、教育啓発の促進、相談支援の充実、自立支援の充実、そして関係機関の連携協力ということで掲げさせていただきまして、目指す姿に向けて、具体的取り組みを位置付けているところでございます。

この計画の策定に当たりましては、外部委員で構成いたします、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会での御議論等を踏まえ、策定を進めておりまして、素案の段階でパブリックコメント期間中の市町村や計画説明会で御意見をいただき、現在取りまとめを進めているというようなところでございます。

素案に対する意見の反映状況についてでございます。パブリックコメントを、昨年 12 月 25 日から約 1 か月間 1 月 24 日まで実施をしておりまして、この間、市町村等の説明会を実施をしております。

パブリックコメント期間中には、合計で 15 件の御意見をいただいておりまして、主な意見と対応状況について若干御説明させていただきたいと思います。

パブコメと書いております意見等としましては、「女性への支援にあたって行政機関と民間団体は双方の特色を尊重し補完し合いながら、対等な立場で協働していくことが求められる。ボランティア的なお願いだけをふやすだけでは、民間の支援がやせ細っていくばかりである。連携の具体を明記すべき。」という御意見をいただきました。これにつきまして、女性支援を行っております団体との意見交換を実施しておりましてこの中で、支援の際に、やはり行政機関との情報共有や、支援を引き継いでいくときの連携が非常に重要というような御意見いただいておりまして、法案の中に支援調整会議を設けるというような規定もございますので、こういった役割も持つ連絡協議会で、民間団体の課題ですとか、情報共有、あと連携、つなぎの支援をどのように行っていくか等について、協議、検討を進めて参りたいと考えておりましてこの旨を計画案の中に修正記載しております。

また、毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきというような御意見をいただいております。計画の進捗状況につきましても毎年度、先ほど御紹介しました連絡協議会ので確認を行うこととしておりまして、この確認結果については公表することとし、その旨、追記して記載させていただきいたところでございます。

5の今後のスケジュールのところでございます。

2月13日来週になりますけれども、こちらの連絡協議会、第2回目となりますがそちらのほうで御協議も踏まえまして、3月の常任委員会への報告、そして3月中の策定に向けて進めて参りたいと思います。

どうぞ御意見等よろしくお願いいたします。

○長山洋委員長

ただいまの説明で、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○渡部容子委員

御説明ありがとうございます。

予算のことを伺いたいと思います。令和6年度からの計画が実施されるということでこの問題に関するこれまでの予算と令和6年度以降の予算は大幅に増えているのか。

実施するには大分予算が必要かなと思いますが、そのあたりお聞かせください。

○髙橋子ども子育て支援室長

予算の全体像について取りまとめ中ということはございますけれども、今年度まで、DVの計画に基づく施策を当室で実施してきておりますが、それに加えまして、DVの対策の他に困難な問題ということで、性暴力、性被害、あるいは孤独、孤立、コロナ禍に端を発してということになろうかと思いますけれども、孤独、孤立を抱えた女性に対する支援ですとか、そういった生活困窮の母子世帯につきましても従来から当室で所管しておりますけれども、より幅広に困難を抱える女性をとらえ、それらにつきましても、県庁全体で対応していくということになりますのでそういった予算も入ってくるということで、増額といいますか膨らむといいますか、大きくなるものというふうに考えております。

○渡部容子委員

もう1点、先ほど御説明いただいたパブコメの1つ目なんですけれども、意見等の趣旨、この書き方を読むと、ボランティア的なお願いを増やすだけではなく実施するための予算が欲しいっていうことなのかなとに受け取ったんですけれども、それに対する反映内容の御回答が、金銭面などそういうことではなく、調整で情報共有や連携を図っていくという点が少しずれているのかなという気がしたのですが、その辺りいかがなものでしょうか。

○高橋子ども子育て支援室長

金銭的な支援ということでの御意見であったかどうかというところもあろうかと思いますけれども、民間団体で何団体か女性の支援に入っておられる団体等の方から、初期段階で支援に入るが、そのあと必ず地域に女性たちは戻るといったときに、それをどのように、市町村や地域に返していくかどういう支援がなされるかところのつなぎがなかなか難しいというお話いただきまして、その辺を支援調整会議ということで情報共有ということだけではなくて実際にどういうふうな返し方を、どういう支援を行っていくかというようなことを、関係機関で検討していく、会議の中で調整していくというような答え方をさせていただいているであります。

○渡部容子委員

とにかく予算が少ないかなという印象です。やはり、男女共同参画センターなんか本当に 他県と比べ物にならないぐらい予算が少ないので、まず相談員の方が普通に生活できない と聞いております。まず予算をというのは1つお願いでした。

○長山洋委員長

私から1つよろしいでしょうか。

私、犯罪被害者支援センターのほうと関わってましてですね。概要の中の現状というところで、性犯罪性暴力被害者の相談窓口のはまなすサポートセンターがあって、それも支援センターで受けているわけですけども、結構これ予算ついてせんか。

○髙橋子ども子育て支援室長

委託料がついております。

これまでの当室では、今までDV とひとり親施策等についてということで、他部局で所管 していることもありまして、スタートしましたら6年度からこういった施策も県として予 算の中に入ってくるというふうに考えております。

○長山洋委員長

部局がちょっと違うので、わからないかもしれませんけども、犯罪被害者支援条例、そういうものが動いていると聞いているのですが、今度議会にかかりますか。

○髙橋子ども子育て支援室長

庁内の連携会議で構成メンバーに入っておりますので、条例化を進めているという話を 聞いておりまして、年度内に条例制定の方向になるというふうに聞いております。

こういったところとも双方で連携しながら進めて参りたいと考えております。

○長山洋委員長

どうぞよろしくお願いしたいと思います。

先般、ニュースの中で、犯罪被害者の支援弁護士制度っていうのが何か動き始めるということで、大分国のほうでも検討していると聞いておりまして、性犯罪等について、裁判とか、あるいは生活補填とかですね、様々なことで、弁護士がどういうふうに関わるかみたいなことが、制度的に法務省のほうで検討を始めたようですので、その辺も注目していただければと思います。

○渡部容子委員

今の点で少し絡んでこの現状と課題の現状なのですが、少なくなっているっていうことを記載があるのですが、これはどんどん言えなくなっているという現状であって、現に被害が少なくなっていることでは全くないと私のほうでは認識しております。

コロナ禍で人との繋がりも薄くなっていますし、在宅の時間も増えたので、1人で抱えてる女性が増えていると認識しております。もしくは自殺をなさったり、鬱病になったりということで、埋もれているだけだと思います。特に岩手はDVの相談件数も本当に少ないですし、保護にも繋がっていないという現状があるので、これは氷山の一角であり、むしろ減少傾向にあるということは、それだけ被害が見えなくなっているということであり、暴力を受

けたり、虐待の中にいる子供たちがいるということの証でもあります。岩手で性犯罪受けた 子達はどこにも言えないですから、弁護士とも繋がりようもないので、ぜひこれは本当に岩 手の問題を端的に示している数字だと思うので、少ないからということやらないでいただ きたい。そういうことで今回計画策定していただいていると認識しております。ありがとう ございます。

○長山洋委員長

それではそれぞれ様々な制度が動いてるよう動き始めたようですので、にらみながらで すね、充実した内容にしていただければと思います。

次に(3)の「岩手県社会福祉支援計画(第4期)」の策定について前田地域福祉課総括課 長から説明をお願いします。

(3) 岩手県地域福祉支援計画 (第4期) の策定について

○前田地域福祉課総括課長

地域福祉課総括課長の前田でございます。私から「第4期岩手県地域福祉支援計画」案について御説明します。岩手県地域福祉支援計画案についてですが、前回11月の審議会の際に、素案の形で概要を説明しております。それ以降の検討作業を中心に、資料を作成しております。

1の計画の根拠から3の基本理念までにつきましては、前回の説明と同じです。

4の岩手県地域福祉推進協議会の開催状況についてですが、この計画は、地域福祉分野に知見を有する20名の方から構成される協議会において、8月に骨子案の検討、11月に素案の検討を行い、去る2月7日に最終案の検討をいただいたところでございます。

5パブリックコメント、地域説明会の実施状況についてでございます。

この計画素案をもとに、パブリックコメントを 12 月 25 日から 1 月 25 日までの約 1 か月間行い、地域説明会につきましては期間中に県内 4 会場で開催いたしました。

意見についてですが、意見総数はパブリックコメント 0、地域説明会 18 件であり、これに対する対応内訳といたしましては、趣旨同一 10 件、事業実施の参考とするもの 3 件、その他 5 件としてございます。趣旨同一でございますけれども、例えば市町村の包括支援体制の整備に対する県の積極的な支援や、ヤングケアラーなどの新たな課題の解決を実効性を高めるための好事例、うまくいっている事例の紹介を求める意見などであり、計画素案の内容と趣旨を密にするものとしております。

6の計画の構成についてでございますが、表にお示しする通り、ローマ数字 I から V までの体系に実践事例集や具体的施策を所管する室課一覧、用語解説などの資料編を加えまして全体を構成することとしております。なお、資料の 3 ページ目から 13 ページ目までに、第 4 期岩手県地域福祉支援計画案の概要がございます。こちらは先ほど申し上げた地域福

祉推進協議会での配布資料ということでございますが、こちらも 11 月の当審議会での資料 と概ね同じような内容となってございます。

7の今後の予定についてでございます。2月7日の協議会におきましては、この案につきまして、デジタル技術の活用に関する意見や、本文のカタカナ語に印をつけて、用語解説との関連をわかりやすくして欲しいという意見がございました。今後、これらを踏まえた修正や、この計画が地域福祉に関連する計画との調整をしながら、作成するというものでございますので、先ほどの困難な女性の支援計画でありますとか、この後に説明を予定している他の計画プランとの調整に伴う修正を行い、県議会常任委員会において最終案の報告を行った上で、3月下旬に計画策定をするという予定でございます。

説明は以上でございます。

○長山洋委員長

私から1つ付け加えたいと思います。3ページ、計画の性質という項目がありまして、赤字で書いてある、各分野における計画と調和を図り、岩手県社会福祉協議会の活動計画と連携しということになっておりまして、私、社会福祉協議会のほうやっておりますので、現在いわゆる活動計画というのを取りまとめまして、この3月にも、歩調を合わせながら、計画づくりを進めていますので、御理解いただきたいというふうに思っております。いわゆる行政計画のほうと、それから実際に現場でどういう取り組みをしていくかということをまとめております。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

その他、皆さんのほうでなければ次に移りたいと思います。

(4) の「いわていきいきプラン(2024~2026)」の策定について、下川長寿社会課総括 課長からお願いいたします。

(4) いわていきいきプラン (2024~2026) の策定について

○下川長寿社会課総括課長

長寿社会課の下川でございます。私からは、「いわていきいきプラン (2024~2026)」案について御説明いたします。11 月の本審議会で、素案の概要を御説明させていただいたところですが、その後の変更部分を中心に説明をさせていただきたいと思います。

資料 1 の計画の根拠から 3 の目指す姿の部分につきましては、前回の審議会で御説明させていただいたものから変更はございません。

4の計画策定の協議状況でございます。来週13日に開催する第3回岩手県高齢者福祉・ 介護保険推進協議会において、最終案を御協議いただく予定としております。

5のパブリックコメント、地域説明会の実施状況でございます。12月27日から1月26日までパブリックコメントを、1月12日から25日にかけて、高齢者福祉圏域1か所ずつ、県内計9か所で地域説明会を開催いたしました。

パブリックコメントでは29件、地域説明会では13件、合計で42件の御意見をいただいたところでございます。御意見、対応の内訳は資料のとおりでございますが、いただいた御意見を一部御紹介いたしますと、認知症施策の本人発信支援に関する課題の記載について、認知症に対するイメージを変え、という記載にしていたところですが、「何から何に変えるのか、イメージしやすいように記載した方が良い」という御意見をいただきましたので、認知症の人が自分が認知症であると安心してオープンに言える社会地域づくりといった記載や、認知症は誰もがなりうる自分ごとであることなどという新しい認知症感を広め、認知症になっても希望を持って暮らすことができるよう、などの文言を加えまして、イメージしやすいように修正をしております。

計画の策定に当たりましては、認知症の家族の会の方たちとも意見交換の機会を設けたところですが、その際も、「認知症のマイナスイメージが払拭されれば」というような声もありましたので、こうしたイメージできるような表現を追加しているところでございます。また、その他、パブリックコメントの中で、データの追加を希望する御要望もありましたので、そうした追加修正も行っているところでございます。

方向性や内容を大きく変えるような御意見はなかったところですが、施策や取組についての御意見、御要望は多くいただいておりますので、今後の施策推進の参考にさせていただきたいと考えております。

6の計画の構成でございます。体系については、資料に記載のとおりでございますが、現行計画との相違点としましては、認知症基本法で策定が都道府県の努力義務とされている認知症施策推進計画として次期計画を位置づけることとしたこと、また、総論の部分に高齢化に関するデータ等を記載しておりますが、現行計画では、認知症高齢者の状況等につきまして、各論から総論に移すとともに推進協議会の御意見を踏まえまして、総人口に占める75歳以上高齢者の市町村別の割合などを新たに加えたところでございます。

各論につきましては、現行計画で地域包括ケアの章に記載していた認知症施策の推進について、第3章として新たに章立てをし、4章で構成をすることとしております。

資料3ページ以降に、最終案の概要版を付けております。こちらは、前回11月の審議会の際には、横型の資料でございましたが、それを見やすいように縦型に見直しております。 最後に、7、今後の予定でございますが、来週の推進協議会での協議の後、県議会の環境 福祉委員会への報告を経まして、3月下旬に完成、策定をする予定としております。 説明は以上でございます。

○長山洋委員長

ただいまの説明に対して、意見なしということで次に移りたいと思います。

(5)「岩手県障がい者プラン」の策定について、日向障がい保健福祉課総括課長からお願いいたします。

(5) 岩手県障がい者プランの策定について

○日向障がい保健福祉課総括課長

障がい保健福祉課日向と申します。よろしくお願いいたします。

次期岩手県障がい者プラン・岩手県障がい者計画の部分でございますけれども、最終案の概要につきまして資料5により御説明をさせていただきます。

障がい者プランにつきましては、岩手県障がい者計画と、資料5の下のほうに記載をしておりますが、障がい福祉計画、障がい児福祉計画で構成をされるところでございます。そのうち、障がい者計画についての御説明ということでお聞きいただければと思います。資料5の左のほうにありますプランの性格と計画期間、記載をしておりますが、令和6年度から11年度までの6か年の計画とするものでございます。これまで協議会等における検討やパブリックコメント等を経て、最終案を作成したものでございます。

2ページ目の各論の部分にお進みください。次期障がい者計画におきましては、現行プラン策定以降の障がい者関係の法改正や読書バリアフリー法等の新たな法律の公布に伴う取り組みについて盛り込んだほか、「岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に伴い、現状や支援内容等を盛り込んでおります。また、「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」に関する施策につきまして、各論の部分に朱書きをしておりますが、盛り込むこととしております。

パブリックコメント等の状況でございます。パブリックコメントの他、県内9か所で地域 説明会を開催しました。81名の方に御参加をいただき、計53件の御意見をいただいたとこ ろでございます。主な意見につきましては、また次のページを御覧いただければと思います。 このうち、当事者同士が伝え合うピアサポートの取り組みについては計画に加えておりま すし、また次ページをまたおめくりいただきますと、一番下にありますインクルーシブ教育 につきましては、現在、教育委員会が策定中の「いわて特別支援教育推進プラン」と整合性 を図りながら、記載の方法について整理する予定としているところでございます。

最後に4のスケジュールでございますけれども、3月上旬までに最終案を整理の上、県議会への報告等を経まして、3月末までに策定をする予定としているところでございます。説明につきましては以上でございます。

○長山洋委員長

ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。パブコメでも出てましたけども、災害時における障がい者の対応ということが今度の能登でも随分と取り上げられておりましたので、多分、これらについても、パブコメの中で、御意見があったんではないかなというふうに思いますので、十分に対応できるように、進めていただければと思います。それでは次に移りたいと思います。

(6)「第7期岩手県障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定について、説明

をお願いいたします。

(6) 第7期岩手県障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について

○日向障がい保健福祉課総括課長

引き続き、障がい保健福祉課日向から御説明をさせていただきます。今回の計画につきま しては、障がい者プランの一方の計画となるものでございます。

まず1の計画の性格についてですが、障害者総合支援法それから児童福祉法に基づく計画となっておりまして、それぞれ3年の計画とするものでございます。障がい者プラン全体としては6年計画ですので、この障がい者福祉計画につきましては、2期分が障がい者プランということになるかと思います。この計画自体は、国が定める基本指針に則しまして、市町村が算定するサービス見込み量を積み上げた形で目標値等を設定させていただいているものでございます。

次に2の計画の主な事項についてでございます。まず、(1)の計画の基本的事項のうち、次期計画におきましては基本的理念や基本的な考え方等については、現行計画からは変更はございません。2ページ目にお進みください。サービス等の提供体制の確保に係る目標見込み量及び達成に向けた方策等についての項目になります。こちらのサービス見込み量につきましては、市町村が現在策定を進めておりますので、3ページ目にお付けをしております見込み量は、暫定値ということで御理解をいただければと思います。2ページ目にお戻りいただきまして(2)の主な成果目標につきましては、強度行動障害に関することや、地域自立支援協議会における取り組みを、新たに定めることとされるものでございます。

また、(3) サービス量の見込みにつきましては、令和7年度から就労アセスメントの活用により、より本人の希望や適性に合った生活ができるように支援する就労選択支援が、令和7年度から始まるということもございますので、これも盛り込むこととしております。(4) のその他の部分でございます。障がい児者等による、情報の取得費用、意思疎通の推

最後に3の今後のスケジュールでございますが、現在、本計画の素案につきまして、パブリックコメントを実施しておるところでございます。幅広く御意見をいただきながら反映させていただくほか、今後、有識者や当事者等で構成をいたします自立支援協議会において意見を伺う予定としているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

進について、新たに定めるものでございます。

○長山洋委員長

ただいま説明がございました件につきまして、御意見等ありましたらお願いいたします。

○渡部容子委員

基本的なことで申し訳ないのですが、この見込み量っていうのはどういう基準なのかなと思っています。問題意識として説明させていただくと、例えば、発達障がいで療育に行きたいけれども、もう半年、1年以上待たされて、絶望的になったっていうお母さんの話とかはよく聞きますし、性被害や、いろんなPTSDとか抱えて、児童精神科などに行きたくても外来は2年待ち、入院は18床で、子供の方は入院の制限がないため空きがないということで、入院したくても入院できない子供たちっていうのがたくさんいると聞いているのですが、そうしたかかりたくてもかかれないという人がたくさんいると思います。施設のマンパワーや盛岡にしかないなど、そういう人たちの支援が漏れているがゆえに、行き届かなくなっているのではないかという懸念をいつも持っていて、そのあたりの反映状況が、資料を見てわからなかったので教えてください。

○日向障がい保健福祉課総括課長

このサービス量の見込み量という考え方でございますけれども、これは各市町村がそれぞれの市町村圏域において、どのぐらいのサービスが必要となるのかということを見込んで見込み量を作るものでございます。例えば、訪問系など居宅介護で、これは県全体の数字にはなっておりますけれども、ある市町村では、例えば、100必要で、見込み 100が実績で見込み量が年度ごとに 100 ずつ増えていくというような計画を作るということになります。障がい児のサービスのところだとは思いますけれども、なかなか受診できないとか、サービスを利用できないというような状況が続いていることもございますので、県としましては市町村が策定をいたします、見込み量が適正なのかあるいはその不足をしていないのかという部分のヒアリングをしながら、見込み量の適否について確認をしつつ進めているところでございます。

○渡部容子委員

さらにわからないのですが、市町村で見込みを作るっていうことなのですよね。そうすると、児童精神科は、岩手は盛岡にしかないと思うのですが、他の市町村の児童精神科にかかりたい子供の数をどう見込むのですか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

県下全域で、例えば数か所しかないようなその医療機関ということは今御指摘の通り、その通りだと思います。その前段階で、例えばその地域における相談支援事業所がまずは相談を受け、支援をしつつアセスメントを行い、医療機関につなげていくという取り組み、支援になっていくかと思います。そういう段階で、相談できないような状況をなくしていきたいということで、相談支援事務所を増やしていくというような計画を作るということでございます。すべての市町村に児童精神科があればいいんですけれども、なかなかそういうわけにはいきませんので、不足している部分については相談支援事業所や、地域の自立支援協議

会等を活用しながら、どういう支援をしていくのかということを、皆で話し合っていくとい うような取り組みをしていくことになるかと思います。

○渡部容子委員

ありがとうございます。

○長山洋委員長

その他、何かございますか。

○木村宗孝委員

障がい児入所施設は一旦入ると高齢になって亡くなるまで、その施設から出たくなくて、家族も含め、そこから出たくないと。国の方針としては 65 歳を過ぎたら「高齢者の施設の方へ」というのがあるのですけれども、その点がいつもネックになって、入りたいけど入れない、結局、満杯状態という話が出るがそこをこれからもう少し強く、高齢者の施設のほうに勧めるとかそういう方法とか考えておりますか。そ障がいを持った方の高齢者というのは、一般の高齢者の方と少し違うところがあって、そうした方の入る高齢者施設というのはまた別に考えなければならない。そうした施設を新たに作るか、または高齢者施設で空きがでているところが出ているところ、地方で高齢者が少なくなってそういうものがあれば、一部をこちらに変えるとかを考えていかなければならない。そういう考えはいかがでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

高齢障がい者の方々がどのようなそのサービスを活用して、生活をしていくのかという部分かと思います。基本原則からお話をさせていただきますと今木村先生からお話があった通り65歳以上の方は、介護保険施設の対象となるということはその通りでございますが、現実問題といたしましてその障がい特性に応じた支援が高齢福祉施設内で可能になるかどうかという点と、あとはその御本人なり御家族がそういうそのサービスを使う意思があるかどうかというその両面から考えていく必要があるかと思っております。県としましては、どちらを利用した方がいいという、どちらかっていうことではないのですけれども、その方々の状況や、施設の地域におけるその空き状況、それから、これまでの障害者支援施設での生活状況なども踏まえて、各施設において、市町村などと協議をしまして、進めていくことが必要だというふうに考えております。障がい者が高齢化していくことっていうのは県下全域同じような状況にあるかとは思いますけれども、今のところですね積極的な動きというよりはやはり、個々の状況に応じてというのが現状かなという理解をしております。

○木村宗孝委員

そう言っていると、結局入りたい人が入れない。この状況がずいぶん続くので、早急に障がい者の高齢者が入るところを考えていかないと次に進まないと思います。その点を少し考えていただきたと思っております。

○日向障がい保健福祉課総括課長 ご意見ありがとうございました。

○長山洋委員長

十分に検討していただきたいと思います。

その他、何か皆さんのほうで、自分の団体組織で何か関わっていることで、御意見等ありましたらお願いします。

○伊藤昇委員

家庭では、元気な人はできるだけ作業所に通わせてという意見もある。年齢制限で分ける ことについて、65歳になっても元気な人はいっぱいいるので、そういう方は作業所に来て もらうということをやっているという状況です。

○長山洋委員長

それぞれ、いろんな地域の実情があり大変だろうとは思います。確かに、知的障がい者の施設等で高齢化してしまって、何かそういう特別な機能を持った施設が必要ではないかなというのが昔から議論あったのですが、入所している人たちにサービスの内容を職員たちが工夫しながら、何とかできるのではないかなという御意見もありますし、その辺は様々な情報を出していただいて、この計画の中に盛り込んでいただければよろしいのではないかなと思います。

その他何かございますでしょうか。なければ次に移りたいと思います。

(7) の「岩手県アルコール健康障害、ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定について、日向障がい保健福祉課総括課長から説明お願いします。

(7) 岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

○日向障がい保健福祉課総括課長

引き続きまして障がい保健福祉課日向でございます。

資料 7「岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画」につきまして御 説明をさせていただきます。

まず、1の計画の統合についてでございます。共通する課題や取り組みが多いこと、相互 に連携を図り、総合的に取り組みを行うことで、対策や支援の充実等が期待できることから、 2つの計画を統合し策定しようとするものでございます。

3の計画期間でございます。令和6年度から令和11年度までの6か年といたします。策 定から3年後、令和8年度に見直しを予定しているところでございます。

4の基本理念でございます。依存症の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策、 依存症者や家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する、各種問 題の解決に資するため、有機的な連携が図られるよう配慮することとし、整理をしておりま す。

続いて、これまでの検討経過でございます。検討経過は記載の通りではございますけれども、有識者や業界団体の方々で構成をいたします協議会で13件の御意見があった他、パブリックコメントでは37件その他、庁内各関係部局からも含めますと116件の御意見が寄せられたところでございます。

次に、協議会の御意見とその反映状況につきまして、主なものを記載させていただいております。業界団体の方々からは「自己申告プログラム導入やアドバイザーの育成等に力を入れている」という御意見があったことから、プログラムの導入、それからアドバイザーの養成等について記載するなど、修正を図ったところでございます。次に下の段でございます「新たに女性に対する取り組みを検討することが必要ではないか」というような御意見がありましたことから、健康いわて21プランに合わせて、妊娠中の飲酒をなくす取り組みを追加させていただいたところでございます。

上段の自助グループに「ギャンブル依存症家族の会岩手等を追加して欲しい」と御意見をいただきましたので、本日は添付を省略させていただいておりますが、本文に記載をしているところでございます。

最後に今後の予定でございます。本日夕方開催をいたします第2回協議会や、精神保健福祉審議会等への御報告を経て、3月下旬に策定する予定としているところでございます。 説明は以上でございます。

○長山洋委員長

ただいまの説明について、御質問御意見ありましたらお願いします。

○高橋聡委員

今御説明いただいた資料の最後のページのパブリックコメントの下から2つ目の話ですが、この件について、私は審議会の全体の会議でも類似趣旨の発言をしたところであります。その時の御答弁、この検討結果等も含めて感じたことなのですが、行政計画の策定は基本的に国の基本法があって、基本法に対応するものを各地方で作るということですので、一言で言えば管轄が少し違うというか、基本法の中に対応する内容が含まれていないので、今回の計画に明記する筋合いのものではないというか、おそらくそのようなお立場なのだと思い

ます。それはそれでもっともなことだと思いますが、だとすると、この依存症対策のどの点にその位置づけていくのかと、念のためにその時の発言を繰り返しますと、いわゆるインターネットを通じた課金とか、あるいは投げ銭とかですねそう言われているような現象というのは、今やギャンブル依存症に関する付随的な現象ではなくて、かなり主要な現象になってきており、それは岩手県でも例外ではないと思いますので、この問題を最近出てきた結構例外的な現象ということではなく、現代的なギャンブル依存の中核的な現象として位置付けていく必要があるこの計画の中に位置付けてもおかしくないと思いますけれども、仮にその基本法との関係で、今回の計画の中に位置づけるのは困難であるとすれば、ではどこに位置づけるのかということを、やはり施策全体の中で考える必要があり、この検討結果を見ると、あまりそういう意識ではないのかなというような感じもしますので、この件に関して、この計画に盛り込むことは難しいのかもしれませんが、いずれにしろ施策のどこかに明確に盛り込んでいただくということが、もしギャンブル依存ということについて、何か真剣に考えるのであれば、必要であろうというふうに考えますがいかがでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

御意見ありがとうございます。オンラインゲーム等はアルコールやギャンブルなどと同様に、依存症の一種ということで位置付けをしていくことが私どもも妥当だと考えております。またいわゆるギャンブルではなくても、課金等を行うオンラインを活用したものについても過度な利用によりまして、金銭問題が生じる等、日常生活とか、社会生活に影響を及ぼす問題になると考えております。実際の取り組みに当たりましては、やはりその大きな括りとして依存症支援ということについては変わりないと考えておりますので、各種施策の中で、そういう部分も含めて、対策、それから支援を行っていく方法として、整理をさせていただいております。御意見にあった通りですねなかなかこの計画そのものに入れるということは難しいところではございますけれども、実際の施策に当たりましては、研修会や啓発などの場におきまして、あわせて、取り組みを進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○高橋聡委員

この計画にどうしてもということでは必ずしもないのですけれども、いずれにしろどこかに位置付けておかないと、どの担当の方も、私達の管轄ではないという形になって、進める動機づけのある方がいらっしゃらないということになりますので、この点はぜひ、庁内連携の中で、どこかで明確に位置づけていただくように強く希望します。

○長山洋委員長

その他、何かございますでしょうか。もしなければ次に移ります。(8)の「岩手県自殺対策アクションプラン」の策定について、日向障がい保健福祉課総括課長から説明をお願いし

ます。

(8) 岩手県自殺対策アクションプラン(令和6年度~令和10年度)の策定について

○日向障がい保健福祉課総括課長

障がい保健福祉課日向から御説明をさせていただきます。

資料8を御覧ください。「次期岩手県自殺対策アクションプラン」案の概要につきまして 御説明させていただきます。

当該プランにつきましては、第 1 回審議会で御説明をいたしました素案の段階におきまして、精神科医などの専門家で構成する「自殺対策計画推進・評価部会」や、県内 49 の関係機関で構成をいたします「自殺対策推進協議会」、また、各種支援団体等から多くの御意見をいただいて作成したという経緯から、6 ページに記載をさせていただきましたが、パブリックコメントでの御意見は少数でありましたが、関係機関や庁内関係部署からはパブリックコメントと別に 26 件ほどの御意見をいただいたところでございます。

このような御意見を踏まえまして、一部文言修正を行ったところではございますけれども、構成や重点施策等に関わる部分につきましては、概ね御理解をいただいたと考えております。なお、今般の資料につきましては、前回の審議会でも御説明をいたしましたが、資料中の朱書き部分につきましては、国の大綱を踏まえまして、現行プランから変更した箇所となりますので、御覧いただければと思います。

6の「自殺対策の取組の方向性」についてでございます。自殺対策の取組を5つの方向性として整理するとともに、評価指標等を記載しているところでございます。これまでの官民一体となった取組によりまして、本県の自殺死亡率は、平成15年をピークに、長期的には減少傾向にございます。先に公表されました、発見地、発見日で取りまとめを行います令和5年の警察庁統計では、本県の自殺者数は265人、前年度比2人増となり、ほぼ横ばいということではございましたが、まだまだ高い水準にあると考えております。令和5年の状況といたしまして、本県で自殺者数が多い年代でありました高齢者層が減少する一方、50代から60代が増加しておりますことから、包括的な取組を継続しつつ、増加傾向にある年代を対象とした取組を強化する必要があると考えております。

7の「事前対策の目標と重点施策」でございます。自殺死亡率が高い本県ではございますが、プラン最終年度である令和 10 年までに、自殺死亡率が 14.4 以下となることを目指して、取組を進めていくこととしております。

10 の「今後の予定」でございます。今月中に最終案を作成いたしまして、3月下旬までに最終案を取りまとめる予定としているところでございます。説明は以上でございます。

○長山洋委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問等ありましたら

お願いします。

なかなか難しいテーマでございます。

もしなければ次に移りたいと思います。(9)「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」の制定について、日向障がい保健福祉課総括課長からお願いします。

(9) 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例の制定について

○日向障がい保健福祉課総括課長

障がい保健福祉課日向から御説明をさせていただきます。「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」について御説明をいたします。

前回の審議会におきましては骨子案で御説明をさせていただいたところでございますが、 最終案を取りまとめましたので、内容につきまして御説明したいと思います。1の策定の趣 旨につきましては記載の通りでございますので御覧いただければと思います。

2の経緯でございます。ここは振り返りの部分になりますが請願の背景等につきまして 御説明をさせていただきます。請願に至る背景といたしまして、手話の理解不足が日常生活 や社会生活の障壁となっているとの認識のもと、全日本ろうあ連盟、それから、都道府県団 体が法令化、条例化に向けた請願等を国、地方で展開をしたところでございます。全国では 36 都道府県において制定されているところでございます。

- (2) の本県での条例制定に向けた検討でございます。令和元年6月の岩手県議会において請願が採択されたことを受けまして、令和3年2月県議会定例会におきまして、手話の普及等を図ることなどを目的といたしました、手話の普及等に関する条例の提案を目指しておりました。この条例案に対しまして、請願団体の方々からは、さらなる検討を求める御意見が出されたことから、改めて調整検討を行うとしたところでございます。
- (3) の請願団体等の調整結果でございます。令和3年度以降、構成団体と複数回、それから中途失聴者などの団体とも意見交換を重ねまして、多様な聴覚障がい者を対象に名称を本名称とする条例案を、令和6年2月定例会に提案しようとするものでございます。

3のパブリックコメントの実施状況です。3者から11件の意見があったところでございます。3ページをお開きいただきまして、別紙1を御覧いただきたいと思います。概要の部分になりますけれども、多様な聴覚障がい者の存在認識や、手話を必要とする聴覚障がい者の存在を盛り込むこと、条例名称などの御意見があったところでございます。

4の条例案のポイントでございます。条例案の概要につきましては、4ページ以降に別紙2として記載しておりますが、このうち、(2)の県の責務等につきましては、第3条及び第5条から第9条に規定をすることといたしまして、県民理解及び学習機会の確保、手話による情報発信、手話通訳を行う者の技能向上、手話の習得機会の提供等を規定いたしまして、第4条では県民及び事業者の役割を規定することとしております。なお、第5条におきましては、条例に基づく必要な施策を県の障がい者計画で定めるとしておるところでございま

すが、先ほど御説明をいたしました障がい者プランに施策を盛り込んだところでございまして、手話を使用しやすい環境整備に、県として取り組んでいきたいと考えております。 説明は以上でございます。

○長山洋委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問御意見ありましたらお願いいたします。

○木村宗孝委員

全くわからなくて、教えていただきたいのですけど。 手話は習得するまでに、どのぐらいの期間がかかるのですか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

ありがとうございます。少しお答えをしづらい部分ではあるのですが、その方が置かれてる環境だとか、あるいは学校での手話を使用するしない、障がいの程度によって大分個人差が大きいところでございます。例えば、手話通訳士という国家資格を取得するためには、数年単位の実務経験が必要になることが一般的だというふうに認識しております。また新しい言葉を覚えること、相手の理解にあわせて手話をしていくということについては、これはずっと取り組んでいく必要がある、常に技能向上に努める必要があると、いうことをお伺いしているところでございます。以上でございます。

○長山洋委員長。

私の時代だと支援学校のほうで、手話だけじゃなくて、口話、唇の方で会話できるように という時代があったと思うのですけど。今はどういう具合なのでしょうか。手話というのは 支援学校でも指導を行っているのでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

その生徒さんの意思疎通の仕方によって、様々な方法がとられているとお伺いしております。今は、手話を言語として使用している方については、手話で支援し、また口話法が必要という方についてはその通りですし、あと人工内耳であったり補聴器であったり、様々な方法で支援していると聞いておりまして、手話を禁止するというようなことが昔あったとお聞きしましたが今はそういう状況にはないとお聞きしております。

○長山洋委員長

それでは支援学校でも柔軟に教育というか、習得というような指導をしているというこ

とですね。

他にこれまでの中で、聞き漏らしたあるいは質問をもらした、御意見を申し上げるという ことがありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、これをも ちまして議事を終了いたします。

事務局にお返しいたします。

円滑な議事進行に御協力ありがとうございました。

4 閉 会

○田内企画課長

長山委員長ありがとうございました。

最後に、野原保健福祉部長より一言御挨拶を申し上げます。

○野原保健福祉部長

長山委員長、誠にありがとうございました。

冒頭の長山委員長からコメントございましたけれども、今般の能登半島地震においては、 県でも保健師は第7班が活動しておりますけれども、様々な技術系職員の派遣のほか、過去 の経験を踏まえた災害廃棄物やプランの策定支援など行っているところでございます。福 祉のチームや医療、様々な民間団体を含めた支援者が現地で支援を行っていますけれども、 復旧・復興までは長丁場となりそうな状況でございます。引き続き関係機関の皆様と連携し て、県としても支援を続けてまいりたいと思います。

また本日の会議でございますけれども、今年度は、福祉や医療や保健など、様々な行政計画の改定年となっておりまして、昨年11月と本日の2回にわたりまして、多くの計画について御審議いただきました。また、本日も大変貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。計画の中に反映できるものは反映させていただきますとともに、今後の県政、福祉施策の推進に反映させてまいりたいと考えています。今後、年度内にこれらの計画について成案する作業を進めてまいりますが、計画については作成が目的ではありませんので、あくまでもプランを作成し、これらをどのように実行していくかが求められているものと考えております。そのためには、行政計画ではありますけれども、福祉や医療、保健、教育、また県内の様々な支援を行っている民間団体を含めた方々と連携・協力した取組が重要でございますので、本日お集まりの委員の皆様方におかれましても、引き続き御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

今年度は各専門部会も含めまして審議会に御参加いただきまして、貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。これをもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○田内企画課長

これをもちまして令和5年度第2回社会福祉審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたり御審議誠にありがとうございました。